

## 用語の定義

### □大阪府全域

「大阪府民」全体の集計結果であり、旧同和対策事業対象地域及び基準該当地域の集計結果を含む。

参考：基礎集計「大阪府全域」の人口・世帯（平成 22 年）

	人口（人）			世帯数	うち女性世帯主
	男性	女性	合計		
大阪府全域	4,285,566	4,579,679	8,865,245	3,832,386	1,032,633
割合（%）	48.3	51.7	100.0	100.0	26.9

### □対象地域

「旧同和対策事業対象地域」の集計結果。

※対象地域の把握方法

平成 23 年 11 月 15 日付け大阪府個人情報保護審議会答申「個人情報の取扱いに関する意見」に基づき、同年 12 月 1 日付け関係市町長あて大阪府府民文化部長通知により、対象地域に該当する調査区番号（平成 22 年国勢調査において、調査区毎に割り振られている番号）の提供を依頼して把握（寝屋川市及び島本町の調査区は含まれていない）。

参考：基礎集計「対象地域」の人口・世帯（平成 22 年）

	人口（人）			世帯数	うち女性世帯主
	男性	女性	合計		
対象地域	38,917	40,494	79,411	39,418	13,622
割合（%）	49.0	51.0	100.0	100.0	34.6

### □基準該当地域

平成 23 年 11 月に開催された大阪府同和问题解決推進審議会において、対象地域と同様の課題がある地域（社会的援護を要する課題があると思われる地域）として想定したもの。

基準該当地域の抽出に当たっては、実態把握検討プロジェクト有識者の知見を得て（※1）、表 1 のとおり国勢調査で把握したデータによる抽出基準を設定、指標のレベルは対象地域の平均値とした。また、基準該当地域の抽出単位は、小地域集計（※2）の単位とした。

しかしながら、対象地域に表 1 の基準をあてはめた場合、6 つの指標全てを満たす対象地域の人口は全体の 10.3%（8,208 人）に過ぎず、6 つの指標全てを満たす地域を基準該当地域、つまり対象地域と同様の課題がある地域ととらえることは適切ではない。

このため、基準該当地域を抽出する第二の基準として再度、その人口規模に着目し、対象地域人口の約半数が該当するまで、指標の一致レベルを低下させることとした。

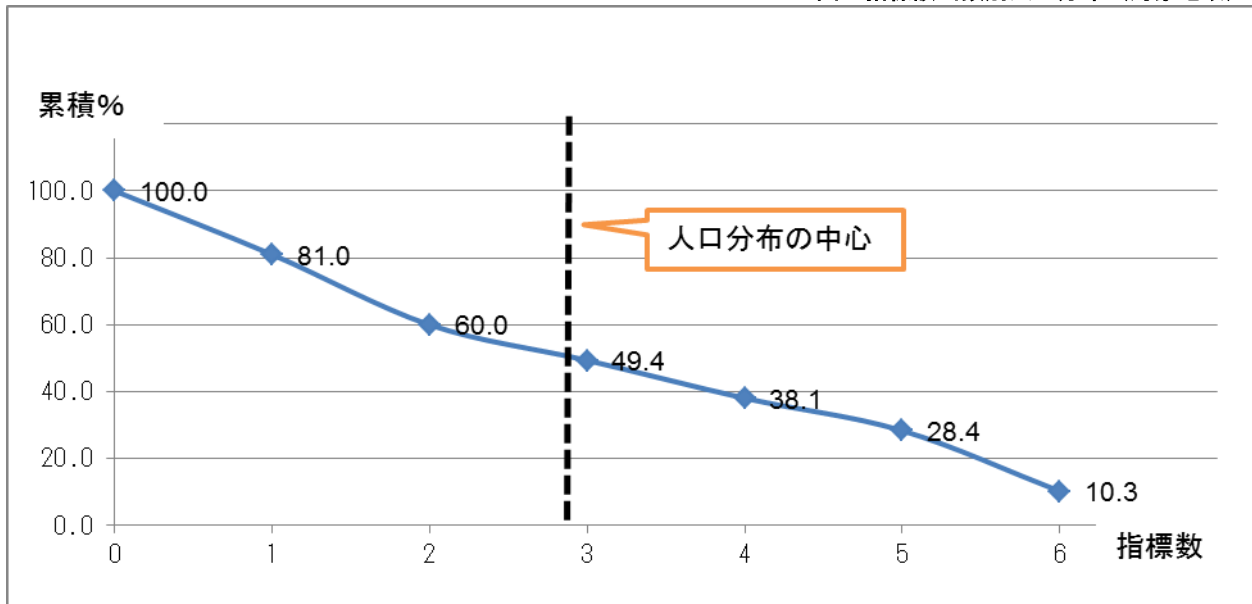
図 1 のとおり対象地域では、人口分布の中心が指標数 3 の付近に位置するため、この人口分布の中心線を平均的な対象地域の表象ととらえ、6 つの指標のうち、いずれか 3 つ以上の指標を満たす地域の合計を基準該当地域とした。

表1「基準該当地域」抽出基準

分野	指標(※3)	定義
世帯類型	高齢単身世帯比率 $\geq \alpha$	65歳以上の者一人のみの一般世帯員数/一般世帯員数
	母子世帯比率 $\geq \alpha$	未婚、死別又は離別の女親と、20歳未満の未婚の子どものみからなる世帯員数/一般世帯員数
教育	高等教育修了者比率 $\leq \alpha$	最終学校が大学・大学院及び短大・高専である者の数/卒業者の数
	初等教育修了者比率 $\geq \alpha$	最終学校が小学・中学校である者の数/卒業者の数
労働	完全失業率 $\geq \alpha$	仕事を探していた者(完全失業者)の数/労働力人口
	非正規労働者比率 $\geq \alpha$	労働者派遣事業所の派遣社員の数+パート・アルバイト・その他の数/就業者の数

- (※1) 客観的な指標をもとに「実態把握検討プロジェクト」で検討することとなっている(平成23年11月府同推審)
- (※2) 小地域集計: 町丁目単位による集計、つまり「〇〇町〇丁目」が集計の単位となっている。大阪府の場合、約1万程度のメッシュに分割される。
- (※3)  $\alpha$ は、対象地域の平均値

図1 指標該当数別人口分布(対象地域)



## □基準該当地域を導入する考え方

「大阪府同和対策審議会答申(平成13年)」では、『これまでの同和地区のさまざまな課題は同和地区固有の課題としてとらえることが可能であったが、同和地区における人口流動化、とりわけさまざまな課題を有する人びとの来住の結果、同和地区に現れる課題は、現代社会が抱えるさまざまな課題と共通しており、それらが同和地区に集中的に現われているとみることができる。』とされている。

また「大阪府同和问题解決推進審議会提言(平成20年)」では、『各種調査結果から、なお同様の状況が続いているとみることができます。』とされている。

一方この間、対象地域の課題とされる生活保護受給率、学力の問題などが、とりわけ大阪府において顕在化・社会問題化する中で、対象地域と同様の課題が集中している地域と比較するため、基準該当地域という考え方を導入した。

参考：基礎集計「基準該当地域」の人口・世帯（平成 22 年）

	人口（人）			世帯数	うち女性世帯主
	男 性	女 性	合 計		
基準該当地域	203,461	211,992	415,453	204,632	67,963
割合（%）	49.0	51.0	100.0	100.0	33.2

<留意点>

「基準該当地域」については、対象地域の課題とされてきたものの中から、「母子世帯比率」、「高等教育修了者比率」、「完全失業率」など、6つの課題を指標として設定のうえ、対象地域におけるそれぞれの指標の平均値を算出し、その平均値と比較して一定の基準を満たす地域を抽出したものです。

「基準該当地域」は、あくまで調査上の「ものさし」として導入したもので、抽出基準等によって変わる流動的なものであり、特定の地域を指し示すものではありません。

※経年比較について

本報告書では、「人口・世帯の状況」、「教育の状況」、「労働の状況」、及び「住まいの状況」において、それぞれ平成12年の集計結果と平成22年の集計結果との経年比較を行っている。

平成12年の集計結果は、同年5月に実施した『同和問題の解決に向けた実態等調査・生活実態調査』（以下、「生活実態調査」という。）として、対象地域における満15歳以上の者の中から、層化無作為抽出法により、調査対象者として10,000人を抽出（うち、有効回収数7,805人）し、集計したものの。

一方、平成22年の集計結果は、国勢調査（悉皆調査）を集計したものであり、調査方法が異なるため、平成12年と平成22年の間における厳密な比較は困難であるが、おおよその傾向を見るため、「経年比較」として示している。

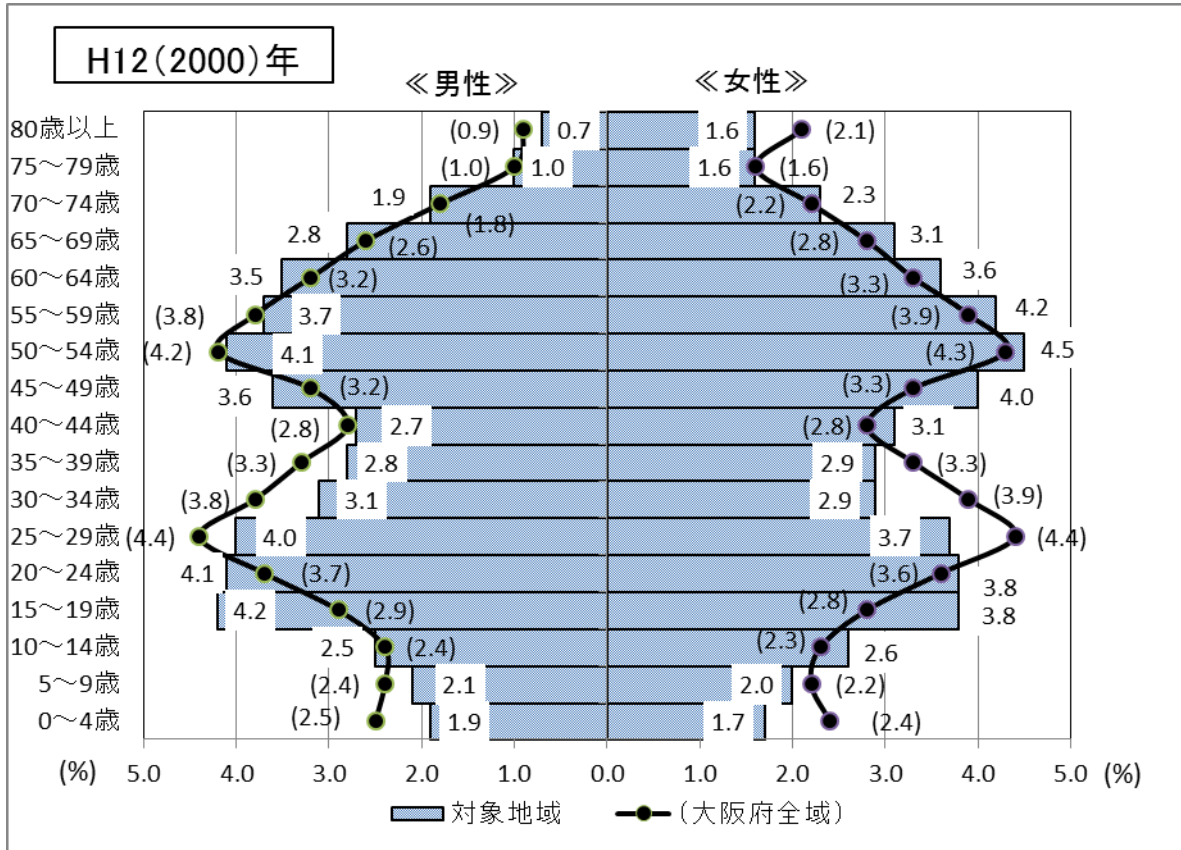


# 人口・世帯の状況

## 1-1 世帯員の年齢構成

図 1-1-1 は、生活実態調査によって確認された世帯員の年齢別構成比（対全体比）を示したものである。

図 1-1-1 性別・年齢別人口構成比



- ・対象地域：H12生活実態調査の回答者及び同居する世帯員の総数（男性11,003人、女性11,727人）
- ・大阪府全域：H12国勢調査（男性4,293,763人、女性4,495,591人）

生活実態調査で把握された年齢構成について、当時、次のことが特徴としてみられた。

〈特徴〉

- ・男女とも45歳未満で、その構成比が大阪府全域を下回る年齢層が多いこと（ただし、10~24歳の男女、40~44歳の女性は対象地域が高くなっている）
- ・60~74歳の各年齢層では対象地域の方が構成比が高いこと

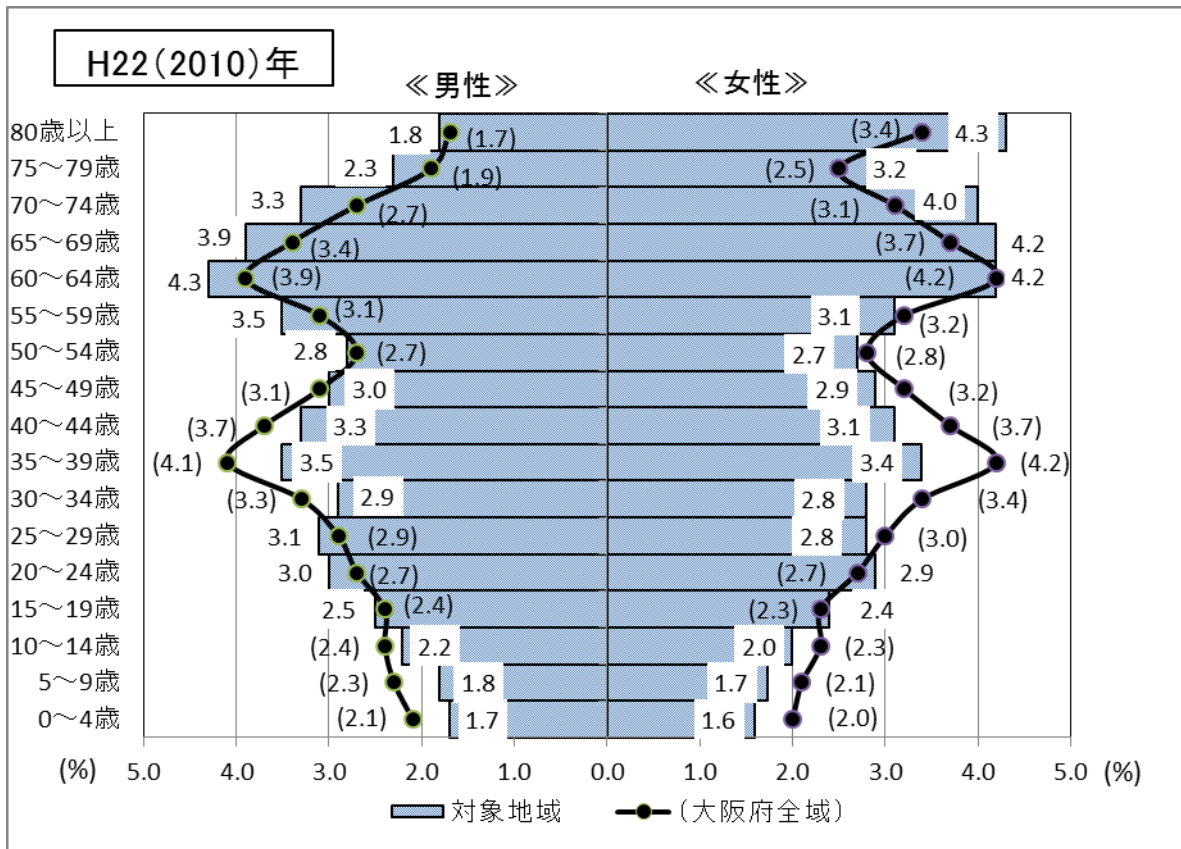
男女とも25~39歳の構成比の差が大きくなっているのは、大阪府全域のデータに、就職などのため、各種事業所が集中する府内に転入してきた単身の若年層が多く含まれていることが関係しており、また、対象地域では高校・大学卒業後、就職等のために地域外へ流出する者が多くなっているためであるとされた。

一方、60~74歳の各年齢層で男女とも対象地域の構成比が高くなっているのは、高齢者の場合、対象地域からの流出が少ないためであるとされた。



図 1-1-2 は、今回の実態把握によって確認された世帯員の年齢別構成比（対全体比）を示したものである。

図 1-1-2 性別・年齢別人口構成比



- ・対象地域 : H22 国勢調査 (男性 38,917 人、女性 40,494 人)
- ・大阪府全域 : H22 国勢調査 (男性 4,285,566 人、女性 4,579,679 人)

図 1-1-2 から指摘できる傾向は以下のとおりである。

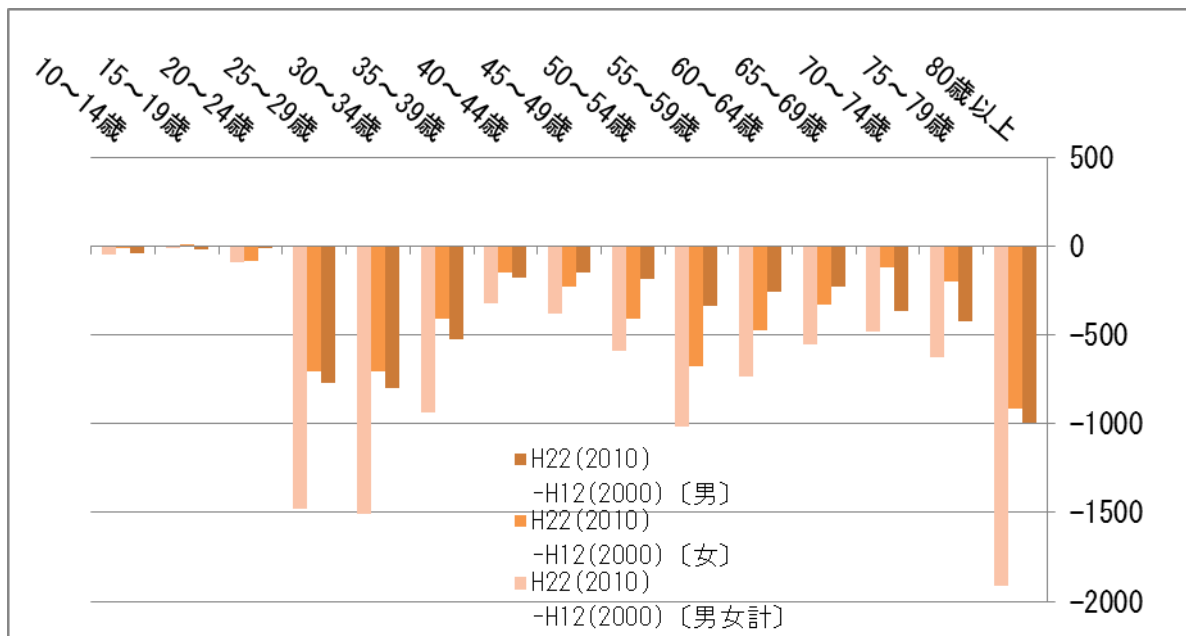
- ・年少人口と働き盛りの年齢層の構成比が相対的に薄い。男女とも 0～14 歳、30～49 歳において、その構成比は大阪府を下回っている。
- ・成人前後の年齢層と高齢層の構成比が相対的に厚い。特に 65 歳以上の老年人口比率が顕著に高い。

年少人口比率が大阪府全域よりも低いのは、働き盛りの年齢層の比率が低いことによるものであり、生活実態調査において確認された傾向がここでも確認できる。この 10 年での特に大きな変化は、老年人口比率の上昇にある。各年齢層間の構成比の差に注目すると、平成 12 年における大阪府全域との差は+0.0～0.3 ポイントに留まっていたが、平成 22 年においては+0.0～0.9 ポイントの差となっており、特に 65 歳以上の女性の構成比が顕著に高くなっていることがわかる。

次に、構成比の推移だけでは捉えることのできない人口動態を把握するため、対象地域における、年齢コーホート（人口集団）別の人口増減を示したものが図 1-1-3 である。なお、平成 12 年の人口数は、平成 11 年 11 月に実施した行政データである「同和地区概況調査」により把握した人口の確定値に、図 1-1-1 で示した年齢階層別構成比を乗じて得た推定値である。

また、図 1-1-3 に記載した年齢階層は平成 22 年を基準年としており、当該年齢階層の増減を示すため、平成 22 年人口から平成 12 年人口を除算した数値をグラフ化している。例えば「25～29 歳」の年齢階層は、平成 12 年当時には「15～19 歳」の年齢階層に該当することから、平成 22 年における「25～29 歳」の人口数から平成 12 年における「15～19 歳」の人口数を減算し、この 10 年間に於ける当該年齢階層の減少数を示している。

図 1-1-3 年齢コーホート（人口集団）別人口増減数（対象地域）



これをみると、次の傾向が把握できる。

〈男女共通〉

- ・最も減少幅が大きいのは、80 歳以上の年齢階層であり、平成 12 年当時、70 歳以上の年齢階層にあったため、他の年齢階層と比して自然減の影響が相対的に大きいものと思われる。
- ・次いで減少幅が大きいのは、25 歳から 34 歳までの年齢階層であり、平成 12 年当時、15 歳から 24 歳までの男女の多くが、この 10 年間で転出していったと思われる。
- ・逆に、10 歳から 24 歳までの年齢階層の減少幅は小さくなっており、平成 12 年当時、0 歳から 14 歳までの若年層は、居住を継続していると思われる。

〈男性〉

- ・35 歳から 39 歳までの年齢階層の減少幅が大きくなっており、平成 12 年当時の 20 歳代後半の世代の多くが、この 10 年間で転出していったと思われる。
- ・70 歳から 79 歳までの年齢階層の減少幅が大きくなっている。

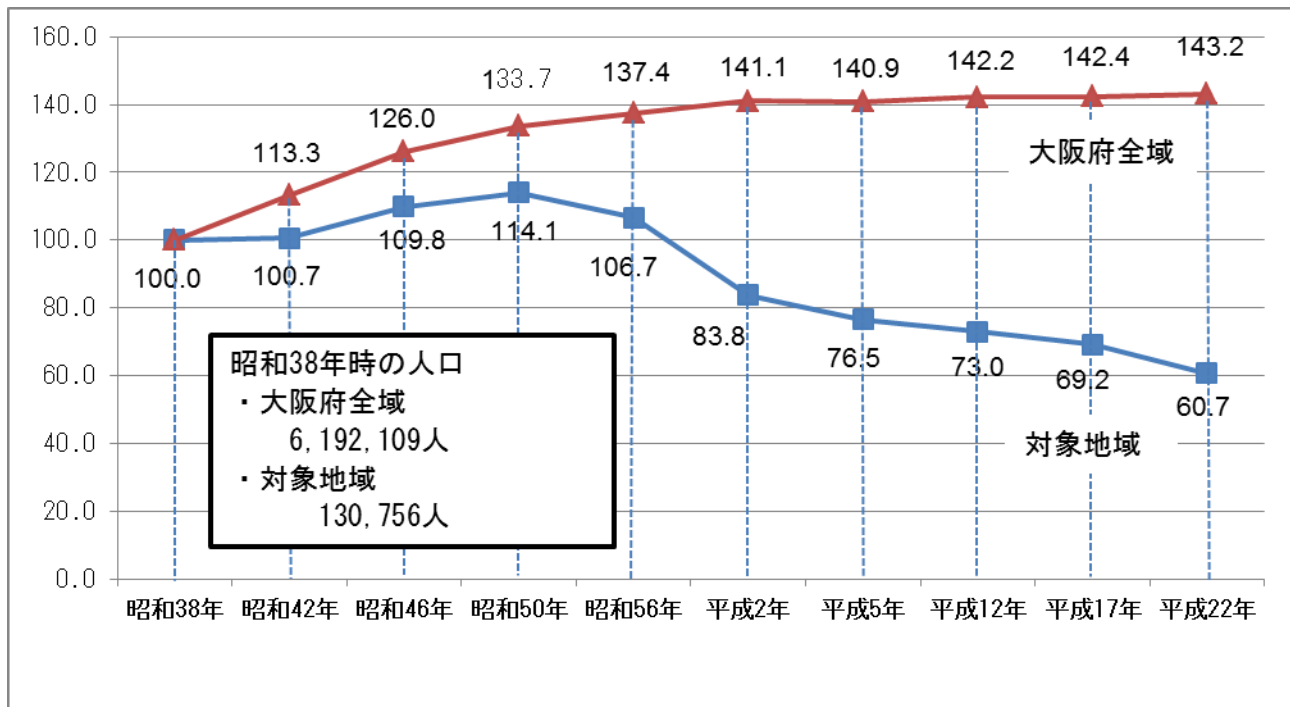
〈女性〉

- ・35 歳から 39 歳、及び 50 歳から 64 歳までの年齢階層の減少幅が大きくなっている。
- ・逆に、40 歳から 49 歳、及び 70 歳から 79 歳までの年齢階層の減少幅が小さくなっている。



図 1-1-3 では、若年層を除き大幅な人口減少を経験していることが分かったが、人口減少がいつから始まったものであるか確認するため、昭和 38 年以降における人口動態を示す。なお、図 1-1-4 は、昭和 38 年の集計結果を 100 とした場合における指数の動向を示している。

図 1-1-4 昭和 38 年以降の人口動態（大阪府全域・対象地域）



対象地域（※）のグラフ：大阪府が関与又は単独で実施した実態調査等の結果から作成  
 大阪府全域のグラフ：『国勢調査』及び『大阪府統計年鑑』の結果から人権局で作成

（※）本報告書における「対象地域」とは「旧同和対策事業対象地域」を指すが、昭和 38 年及び昭和 42 年は『同和対策事業特別措置法』の施行前であり、また、昭和 46 年から平成 12 年までの間は法に基づき事業を実施してきた期間中であるため、年次によってそれぞれ定義が異なっているが、ここでは便宜上、「対象地域」として示す。

#### ・大阪府全域の人口動態

大阪府全域の人口は、第二次世界大戦が終わって以降、昭和 50 年まで増加している。

とりわけ高度経済成長期をはさんで急増するが、昭和 48 年の第一次石油危機による景気後退期をへて、昭和 50 年を谷とするわが国の景気循環は、同年 3 月から景気の第 8 循環（安定成長期）に入り、これとともに、大阪府の人口増加も、昭和 50 年以降、漸増から横ばいの傾向が継続している。

#### ・対象地域の人口動態

対象地域においても、昭和 50 年まで人口増加はみられるものの、大阪府全域と比して、その増加スピードは相対的に緩やかであり、また、昭和 50 年を境に人口減少が始まって以降、その傾向が継続し、中でも昭和 56 年から平成 2 年にかけての人口減少幅が最も大きくなっている。

また、平成 22 年ではピーク時の昭和 50 年と比して、対象地域の居住人口は、ほぼ半減している（149,157 人⇒79,411 人）。

## 1-2 家族類型（経年比較）

表 1-2-1 は、生活実態調査によって確認された家族類型別の世帯構成比について、示したものである。

生活実態調査では、大阪府全域と比べ対象地域の単独世帯比率が低く、核家族世帯比率が若干高く、その他の世帯比率が高い傾向が確認され、対象地域の経済的不安定性との関連があるとされていた。

表 1-2-1 家族類型別世帯構成比（平成 12 年）

	大阪府全域	対象地域
総数（世帯）	3,454,840	7,720
夫婦のみの世帯	19.0%	17.7%
夫婦と子の世帯	34.4%	37.7%
ひとり親と子の世帯	8.5%	11.9%
3世代以上の世帯（※）	5.2%	7.7%
その他	3.1%	9.4%
単独世帯	29.8%	15.4%
不明	-	0.2%

（※）大阪府全域は、「3世代世帯」の比率

また、表 1-2-2 は、今回の実態把握によって確認された、大阪府全域、対象地域、及び基準該当地域の家族類型別の世帯構成比を示したものである。

表 1-2-2 家族類型別世帯構成比（平成 22 年）

	大阪府全域	対象地域	基準該当地域
総数（世帯）	3,832,386	39,418	204,632
夫婦のみ世帯	19.2%	14.6%	18.2%
夫婦と子どもからなる世帯	28.3%	17.8%	18.2%
男親と子どもからなる世帯	1.3%	1.8%	1.6%
女親と子どもからなる世帯	8.2%	9.6%	11.9%
その他親族世帯	2.1%	2.8%	1.9%
3世代以上の世帯	3.6%	2.7%	2.2%
非親族を含む世帯	0.9%	1.1%	0.8%
単独世帯	35.7%	48.6%	42.2%
不明	0.7%	1.0%	3.0%

生活実態調査の結果と比較すると、対象地域における世帯構成がこの10年間で大きく変化していることがわかる。

少子高齢化を背景に社会全体において「単独世帯」比率が上昇していることが知られているが、対象地域の「単独世帯」比率は大阪府全域を大きく上回り、世帯構成の半数弱を占めている。

大阪府全域における世帯数の増加は、「単独世帯」の増加と「夫婦と子どもからなる世帯」の減少による影響が大きいと考えられるが、ここには示していないが対象地域では、人口減少とともに世帯数も減少（行政データである『同和地区概況調査』（平成12年）では42,791世帯）している。

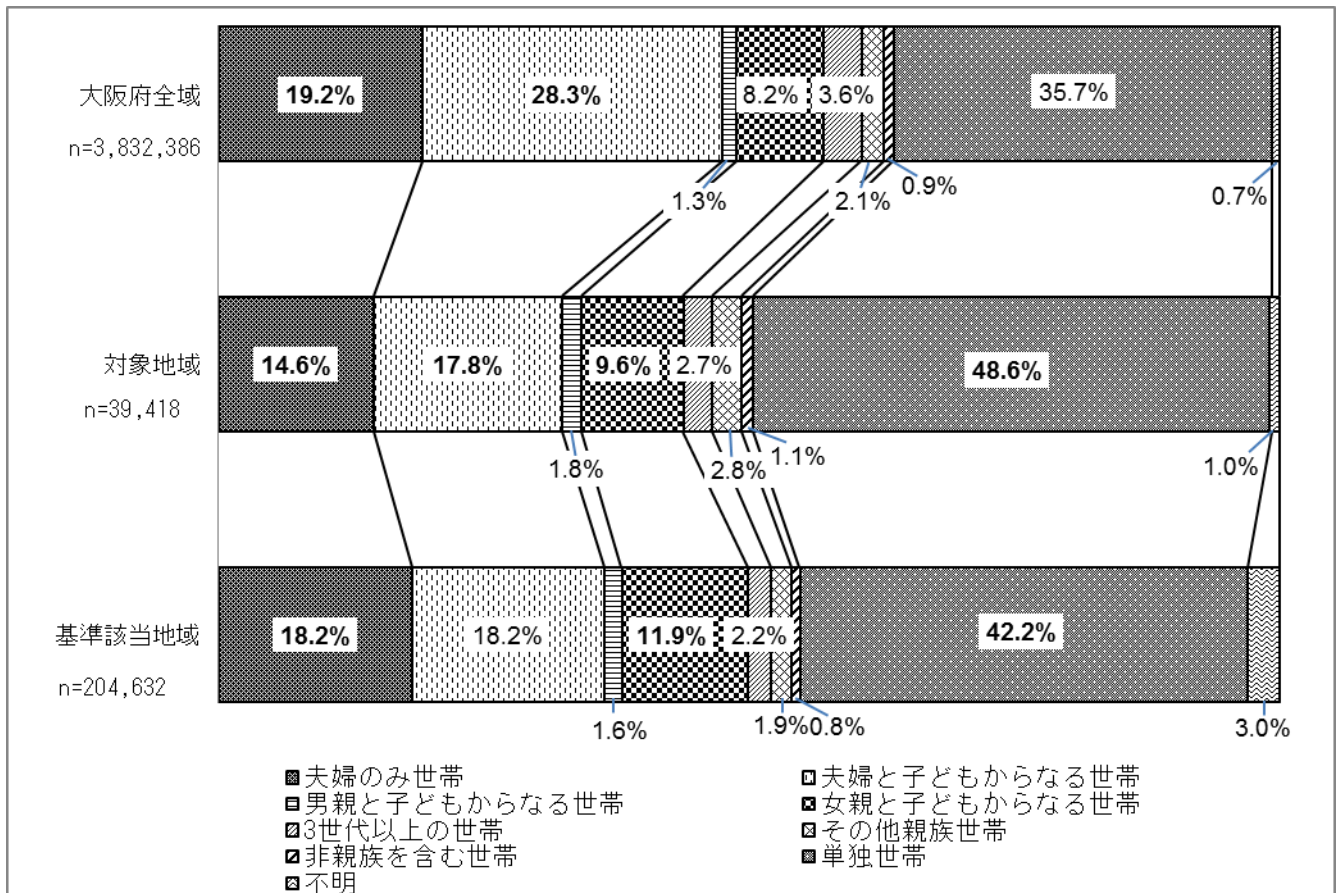
中でも、対象地域の「夫婦と子どもからなる世帯」、「3世代以上の世帯」の比率が大阪府全域よりも低くなっており、また対象地域の特徴として指摘されていたその他の世帯（平成22年では「その他親族世帯」及び「非親族を含む世帯」の合計）の占める比率も低くなっていることがわかる。

一方、「ひとり親と子の世帯」（平成22年では「男親と子どもからなる世帯」及び「女親と子どもからなる世帯」の合計）はこの間、大阪府全域では増加傾向にあるため、その構成比率の差は3ポイント程度から2ポイント程度と、縮小している。

## 1-2 家族類型

図 1-2 は、先述の表 1-2-2 を図示したものである。

図 1-2 家族類型別世帯構成比（平成 22 年）



### 1. 対象地域と大阪府全域との比較

- ・「夫婦のみ世帯」及び「夫婦と子どもからなる世帯」の構成比は、14.6%及び17.8%と、いずれも対象地域が低くなっており、大阪府全域をそれぞれ5ポイント程度及び10ポイント程度下回っている。
- ・「女親と子どもからなる世帯」の構成比は、9.6%と対象地域が高くなっており、大阪府全域を1ポイント程度上回っている。
- ・「単独世帯」の構成比は、48.6%と対象地域が高くなっており、大阪府全域を13ポイント程度上回っている。

### 2. 基準該当地域の状況

- ・「夫婦のみ世帯」及び「女親と子どもからなる世帯」の構成比は、それぞれ18.2%及び11.9%となっている。
- ・「単独世帯」の構成比は42.2%となっている。

### 1-3 世帯類型（経年比較）

表 1-3-1 は、生活実態調査によって確認された世帯類型別の世帯構成比を示したものである。

表 1-3-1 世帯類型別世帯構成比（平成 12 年）

	大阪府全域	対象地域
総数（世帯）	3,454,840	7,720
母子世帯	1.6%	2.4%
父子世帯	0.2%	0.7%
高齢者単身世帯	7.4%	7.2%
高齢夫婦世帯	7.3%	7.5%
その他の高齢者世帯	—	1.5%
その他の世帯（※）	83.4%	80.6%
不明	—	0.2%

（※）夫婦と子どもからなる世帯等

また、表 1-3-2 は、今回の実態把握によって確認された、大阪府全域、対象地域、及び基準該当地域の世帯類型別の世帯構成比を示したものである。

表 1-3-2 世帯類型別世帯構成比（平成 22 年）

	大阪府全域	対象地域	基準該当地域
総数（世帯）	3,832,386	39,418	204,632
母子世帯	1.7%	2.4%	3.2%
父子世帯	0.2%	0.3%	0.2%
高齢単身世帯	11.3%	18.4%	22.1%
高齢夫婦世帯	10.1%	8.3%	12.0%
3 世代世帯	3.6%	2.7%	2.2%
その他世帯（※）	71.3%	63.8%	56.3%
不明	1.8%	4.1%	4.0%

（※）夫婦と子どもからなる世帯等

平成 12 年の生活実態調査と比較すると、顕著な変化が見られるのは「高齢単身世帯」であり、対象地域において平成 12 年に 7.2%であったものが、平成 22 年には 18.4%と、11 ポイント程度、増加している。

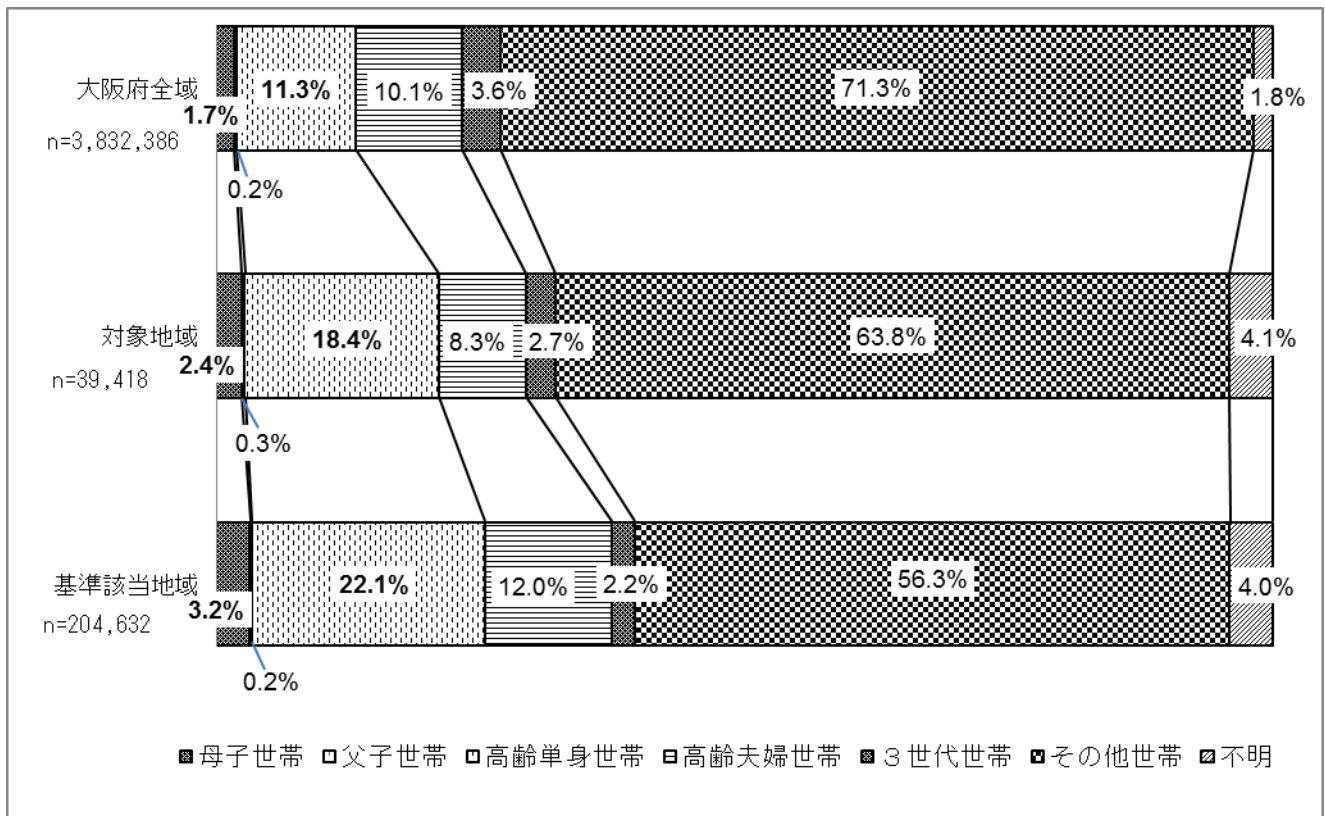
また大阪府全域と比較すると、7ポイント程度高く、対象地域における世帯の構成がこの10年間で、大阪府よりも早いスピードで「高齢単身世帯」が増加していることがわかる。

「母子世帯」の構成比に変化はない(2.4%⇒2.4%)だが、これは、社会全体の世帯数増加と母子世帯の増加は同時に進行していること、及び単独世帯比率が他の世帯類型構成比を引き下げている影響である。

### 1-3 世帯類型

図1-3は、先述の表1-3-2を図示したものである。

図1-3 世帯類型別世帯構成比(平成22年)



#### 1. 対象地域と大阪府全域との比較

- ・「母子世帯」及び「高齢単身世帯」の構成比は、それぞれ2.4%及び18.4%と対象地域が高くなっており、「母子世帯」及び「高齢単身世帯」の構成比を合わせると約2割(20.8%)を占め、大阪府全域のその構成比(13.0%)を8ポイント程度上回っている。

#### 2. 基準該当地域の状況

- ・「母子世帯」及び「高齢単身世帯」の構成比は、それぞれ3.2%及び22.1%となっている。